

## 優和の“相続”かわら版

## 「相続金額を決めるのはいつだったのか」

## —介護の果てに向かえた大きな亀裂—

相続は、相続税がかかる人だけの問題かと、タカをくくっている方はいませんか？

とんでもありません。相続は、私たち全員に関係する大切な問題です。今回は、相続が原因で兄弟が仲違いをしてしまったごくごく普通の家族のお話しをしましょう。

70歳になるHさんには、長女Mさん、次女Kさん、三女Aさんの3人の娘がおりました。全員が嫁ぎ、孫にも恵まれて、幸せな生活をしておりました。でも、寄る年波には勝てず、Hさんは75歳のときに近所に住んでいた長女Mさん一家と相談し、自宅を改築して、長女Mさん家族と同居することにしました。Hさんは同居を始めた最初のお正月に、Hさんは娘を全員集め、全財産の3,000万円につき、自分の死後、Mさん、Kさん、Aさんの3人で1,000万円ずつ分けるようにと言いました。

その後、90歳でHさんは大往生を遂げたのですが、80歳くらいまでは歌舞伎が好きで、毎月5万円を超える金額を観劇に使っていました。また、80歳を超えるころからHさんは、認知症を患い、同居していたMさんも、介護の日々が続きました。毎月、15万円くらいの医療費が嵩み、亡くなる前には、Hさんが持っていた3,000万円の現金は、500万円くらいに減っておりました。Hさんのお金の管理は、Mさんが行っており、KさんやAさんに対しては、生計が別ということもあり、Hさんの預金の減り具合までは話していませんでした。そんな中で、Hさんの財産はほとんど残っていない状態になったのです。

Hさんの四十九日後、KさんとAさんからの求めで、Mさんは遺産の状況を説明しました。初めてMさんからHさんの財産の状態を聞いたKさんとAさんは、Mさんの説明を疑いました。それどころか、Hさんから口頭で聞いた1,000万円につき、自分たちに権利があると主張をし、Mさんが自分たちの貰うはずだった財産を生活費に使ってしまったのではないかとMさんを非難し始めたのです。Mさんも、介護の日々に疲れて、Hさんの財産の使い道を詳細に記録していなかったこともあり、妹たちに感情的な対応をしてしまいました。Mさんは、KさんやAさんに対して、「KさんとAさんは親の介護もしていないのに、20年も昔の財産に対する権利ばかり主張をする」と避難し、KさんとAさんはスクラムを組んで、「Mさんが介護にことつけて親の財産を勝手に使い込んだのは許せない」と、近所にビラでばらまいて、お互いに主張を激化させてしまったのです。

結局、弁護士を入れましたが、長女と次女・三女との関係は元には戻りませんでした。なぜこうなったのか、原因を考えますと、遺産分割の仕方を、親の生前に、兄弟間で理解し合うことなく、お互いに自分に都合の良いように考えていたことに尽きるでしょう。財産の多寡に拘わらず、関係者間のコミュニケーションを密にしておくことが大切なのだと痛感した案件でした。